

議案第 36 号

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年橋本市条例第27号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|----------------|---|----------------|
| 別表第1(第3条関係) | | 別表第1(第3条関係) | |
| 略 | | 略 | |
| 備考 1～6 略 7 生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子ども及び次の(1)から(8)までに該当する子どもが2人以上いる場合の利用者負担額の月額、これらの者のうち最年長の者(7において「第1子」という。)が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除く最年長の者(7において「第2子」という。)が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども(第1子及び第2子以外の者をいう。)については0円とする。 (1)～(8) 略 8～12 略 | | 備考 1～6 略 7 生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子ども及び次の(1)から(5)まで(保育認定を受けた教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額の月額を決定する場合にあっては、(1)を除く。)に該当する子どもが2人以上いる場合の利用者負担額の月額は、これらの者のうち最年長の者(7において「第1子」という。)が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除く最年長の者(7において「第2子」という。)が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども(第1子及び第2子以外の者をいう。)については0円とする。 (1)～(8) 略 8～12 略 | |
| 別表第4(第7条関係) | | 別表第4(第7条関係) | |
| 区分 | 月額(3歳以上児1人につき) | 区分 | 月額(3歳以上児1人につき) |
| 主食費用 | 1,000円 | 主食費用 | 800円 |
| 副食費用 | 略 | 副食費用 | 略 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる教育・保育に係る利用者負担額について適用し、同日前に行われた教育・保育に係る利用者負担額については、なお従前の例による。